

平成二十六年二月七日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一八六第九号

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出タイにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出タイにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

村本博之氏死亡事件（以下「本事件」という。）については、政府として、タイ王国（以下「タイ」という。）政府に対し、引き続き、徹底した真相究明を行い、その結果を日本側に早急に通知するよう求めるとともに、在タイ日本国大使館を通じ現地当局等からの情報収集に努めてきている。本事件については、これまでに、タイ政府から、裁判所において事実認定のための審理が行われているとの情報提供があり、在タイ日本国大使館員が審理を傍聴してきている。

二について

タイに対する政府開発援助については、本事件後も、現地情勢の安定化の状況及び二国間関係を踏まえ総合的に判断した上で、外務省が平成二十四年十二月に策定した「対タイ王国国別援助方針」に基づき、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献に向けた援助を実施してきている。